

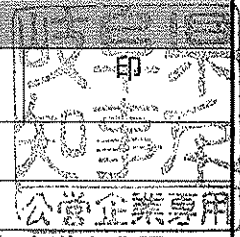
環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年3月9日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岐阜県営水道における小水力発電を用いた温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	岐阜県(ギフケン)		
住所	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1		
代表者氏名	古田 肇	代表者役職	知事
担当者氏名	寄国 淳	担当者 所属部署・役職	都市建築部水道企業課 主任技師
担当者 E-mail	yorikuni-jun@pref.gifu.lg.jp	担当者電話番号	058-272-8709
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	岐阜県(ギフケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		
検証機関名	ビューローベリタスジャパン株式会社		



プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0114
プロジェクト登録日	平成23年5月31日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 岐阜県環境基本計画、岐阜県新エネルギービジョンに位置づけられた「環境に配慮する水道」の実現のため、環境負荷低減対策の取り組みを推進する。 県営水道の水道管の標高差約 22m によって生じた水圧を有効利用するため、水車と発電機を水道管に設置し、小水力発電を平成 20 年度より開始した。これにより、電力会社からの電力を代替している。</p> <p>【適格性基準との整合性】 以下の適格性基準の条件 1～4 をすべて満たしている。</p> <p>(1)条件 1 釜戸小水力発電によって生成した電力を東部広域水道事務所で使用することにより、電力会社から供給されている系統電力を代替している。</p> <p>(2)条件 2 釜戸小水力発電施設は、既存設備に付加して設置された小水力発電設備であり、その施設規模は、最大出力 90kW である。</p> <p>(3)条件 3 平成 19 年 10 月 17 日付け平成 19-10-04 中部第 33 号により RPS 法に基づく新エネルギー等発電設備の認定を受けている。</p> <p>(4)条件 4 釜戸小水力発電施設の投資回収年数は、約 15 年である。</p> <p>【法令遵守状況】 該当する法令(電気事業法)を遵守している。</p> <p>【採用技術】 チューブラ水車、三相誘導発電機を採用している。</p> <p>【モニタリング方法】 (1)ベースライン排出量 小水力発電によって生成した電力は、自社管理計量器によって担当者が実測することにより把握する。(モニタリングパターン B) 電力会社に売電する電力は、売電伝票により把握する。(モニタリングパターン B)</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

		<p>小水力発電設備が消費する電力は、施設の運転時間を管理日報(自社管理計量器)によって担当者が実測し、施設の定格電力により把握する。(モニタリングパターン C)</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>排出削減量、ベースライン排出量、プロジェクト排出量の算定については、方法論に準拠した算定式を用いている。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>排出削減量算定責任者は、プロジェクト代表者とし、それぞれの工程ごとに事務分掌に基づき割り当てた。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>モニタリング報告書作成時に発電量、売電量等を確認し、収集データに不明な点がないか確認する。年1回、排出削減量算定責任者により、モニタリング方法ガイドラインに沿ったプロジェクトが実施されているが確認する。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>					
適用モニタリング方法ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.2.2</p>					
適用方法論	方法論番号	E015 ver. 1.0					
	方法論名称	小水力発電による系統電力の代替					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 1日～ 2011年 3月31日					
モニタリング対象面積		—					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	66	52	58			176
認証依頼削減・吸収量		176 t-CO ₂ ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>岐阜県</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: <u>RPS 法</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/jogesuido/suido/kensui/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上